

手数料等につきまして

日産カード会員規約等に記載の文面にて定める手数料等を補足いたします。

補足一覧表

規約書名	該当条項	補足内容
カードの年会費につきまして		
日産カード会員規約	(カードの年会費) 第8条 1. 本人会員は、当社に対し <u>所定の年会費</u> を支払います。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知します。	所定の年会費 1,375 円 (消費税込)
NISMO CARD 特約	(NMC 年会費) 第5条 NISMO CARD“Club NISMO”の本人会員は、会員規約に定める年会費の他、 <u>NMC 所定の年会費</u> （以下「NMC 年会費」という。）を NMC に支払います。なお、NMC 年会費は、NMC が集金代行を委託する当社に対して支払うものとし、支払方法についてはカード利用代金の支払方法と同様とします。	NMC 所定の年会費 3,300 円 (消費税込)
日産カード ETC カード特約	(ETC カードの年会費) 第8条 1. 本人会員等は、当社に対し指定カードの年会費とは別に <u>ETC カードの年会費</u> を支払うものとし、ETC カードの年会費の支払方法は、ETC カード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。	ETC カードの年会費 0 円
カードの再発行につきまして		
日産カード会員規約	(カードの再発行) 第7条 2. 本人会員は、当社がカードの再発行にあたり <u>当社所定の手数料</u> を請求したときは、これを当社に支払うものとし、当該手数料の支払方法は、カード利用代金の支払方法と同様とします。	当社所定の手数料 1,100 円 (消費税込)

日産カード E T C カード特約	<p>(ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)</p> <p>第 7 条 2.</p> <p>当社は、当社が適当と認めた場合に E T C カードを再発行します。その場合、本人会員等は、<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。</p>	<p>当社所定の手数料</p> <p>550 円</p> <p>(消費税込)</p>
-------------------	---	---

海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして		
日産カード会員規約	<p>(代金決済)</p> <p>第 11 条 2.</p> <p>本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として<u>所定の手数料率</u>を加算したレートを適用するものとします。</p>	<p>所定の手数料率</p> <p>3.85%</p> <p>(消費税込)</p>

紙のご利用代金明細書発行手数料につきまして		
日産カード会員規約	<p>(代金決済)</p> <p>第 11 条 3.</p> <p>当社は、前二項に基づく毎月の支払金額を、支払月の前月末頃、本人会員あらかじめ届出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方法により送付する方法で通知します。当社がご利用明細書を書面で送付した場合、本人会員は当社に対して明細書の発行及び送付に係る<u>当社所定の発行手数料</u>を支払うものとします。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容について異議がある場合は、通知を受けたのち 20 日以内に当社に連絡するものとします。なお、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について本人会員が承認したものとみなします。</p>	<p>所定の発行手数料</p> <p>330 円</p> <p>(消費税込)</p>